

## 食品ロス実態調査概要（案）

### 1. 調査の背景と目的

---

近年、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品である「食品ロス」の削減が国際的に重要な課題となっており、国からも食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されています。また、市町村においても、当該市町村の食品ロス削減推進計画を作成することが努力目標とされています。

これらの背景を受けて、蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合（以下、「本組合」という。）では、新たに策定する一般廃棄物処理基本計画において、食品ロス対策を重点的に取り組むべき事項としています。本調査は、今後取り組みを進めていくにあたって、現在両市から発生する食品ロスの量や態様等の基本的事項を把握し、両市における食品ロスの削減に役立てることを目的とします。

### 2. 調査内容

---

蕨市及び戸田市の家庭から収集される可燃ごみに含まれる「食品廃棄物」について、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」等、その態様に関する調査分析を行うとともに、可燃ごみに含まれる「食品廃棄物以外」のごみについても調査分析を行います。

### 3. 調査対象

---

#### （1）調査対象地域

蕨市・戸田市の全域

#### （2）調査時期

令和5年7月（シーズン1）及び11月（シーズン2）予定

#### （3）サンプル数

蕨市 : 4 サンプル（2 サンプル×2 シーズン）

戸田市 : 4 サンプル（2 サンプル×2 シーズン）

※ごみ袋（45L 袋相当）15 袋分を 1 サンプルとする

## 4. 調査方法

## (1) 調査分析場所

蕨戸田衛生センタープラットホーム

## (2) 作業方法

「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開封調査手順書（令和元年 5 月版）」（環境省）に基づき、作業を行います。

サンプルを食品廃棄物とそれ以外に分けた上で、さらに表 1、表 2 のごみの分類表に基づき分類し、調査を行います。

表 1 ごみの分類表（その 1：食品廃棄物）

分類項目				内容物例
大分類	中分類	小分類	細分類	
食品廃棄物等	調理くず			調理過程から排出された不可食部。ごみ袋の開袋調査においては「過剰除去※ <sup>1</sup> 」も含まれる。 野菜・果物の皮、くず、芯、魚の骨・内臓、エビの殻、貝の殻、鳥獣の骨、卵の殻、出汁用の昆布など
		直接廃棄 (手つかずの食品)	手つかず100%残存	賞味期限内
	賞味期限切れ			
	消費期限内			
	消費期限切れ			
	表示なし			
	手つかず50%以上残存		賞味期限内	上記と同様の品目で、概ね 50%以上の原形を残すもの。 例：袋に半分だけ残ったもやし、半分のりんご、容器に半分だけ残ったドレッシング
			賞味期限切れ	
			消費期限内	
			消費期限切れ	
			表示なし	
	手つかず50%未満残存		賞味期限内	上記と同様の品目で、概ね 50%未満の原形を残すもの。 例：袋に 1/4 だけ残ったもやし、1/4 のりんご、容器に 1/4 だけ残ったドレッシング
			賞味期限切れ	
		消費期限内		
消費期限切れ				
表示なし				
食べ残し			調理され又は生のまま食卓にのぼったもの。 野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、麺類など	
その他			生ごみとともに排出され易く、上記に分類されないもの ペットフード、生け花、出汁ガラなど	

表2 ごみの分類表（その2：食品廃棄物以外）

分類項目				内容物例
大分類	中分類	小分類	細分類	
紙くず	紙おむつ			大人用、子供用、ペット用（汚物含む）
	新聞・チラシ・段ボール・牛乳パック等の紙パック （中に銀紙が貼ってあるもの除く）・書籍・雑誌類			
	シュレッダーごみ			
	ハガキ・封筒・紙箱・包装紙			ハガキ・封筒・紙箱・包装紙、紙袋・コピー用紙・ノート
	その他の紙			汚れ、におい、銀紙、コーティングあり・レシート・伝票類
プラスチック	容器包装プラスチック ※プラマーク付きのプラスチック			レジ袋・食品トレー・食用油容器・ペットボトルキャップ等
	容器包装プラスチック（洗えば汚れが落ちるもの） ※プラマーク付きのプラスチック			中身の汚れているもののみ
	容器包装プラスチック（汚れが落ちないもの） ※プラマーク付きのプラスチック			
	プラスチック製品（容器包装以外）金属あり ※プラマークなしのプラスチック			
	プラスチック製品（容器包装以外）金属なし ※プラマークなしのプラスチック			
	ペットボトル			汚れの有無は問わず
布類	衣類			中綿（綿、化繊）衣類含む
	毛布・布団・絨毯			
	ダウン(羽毛)製品			羽毛のみ
びん	生きびん・その他のびん			商品充填用のびん
金属類	飲料缶			
	その他の金属製品			
電化製品	小型家電			
	小型家電（二次電池が付いたもの）			
乾電池	乾電池・ボタン電池・コイン電池			
スプレー缶・ガスボンベ				
二次電池				
木くず	剪定くず、枝葉、草、割り箸、爪楊枝			
	端材等			
ゴム・皮革類	靴・鞆			
布製品	衣類以外の布製品			
ガラスくず	ガラス製品・窓ガラス			
陶磁器				
マイクロビーズ充填製品				
ライター				
その他のごみ	土砂・石膏ボード等、市で収集できないごみ			
	その他燃えないごみ			
	上記以外で可燃ごみとして捨ててよいもの			